

人権に関する県民意識調査報告書 (概要版)

平成21(2009)年3月

奈良県

目 次

調査の概要	1
回答者の属性	2
調査結果	
1. 今の社会についてどう思うか	5
2. 自分自身をどのような人間だと思うか	6
3. 人権や差別についてどう思うか	7
4. 生活の面ではどの程度満足しているか	8
5. 生活の程度は、世間一般からみてどうか	8
6. 最近5年間で自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか	9
7. 住宅購入時に同和地区かどうかを市町村に問い合わせる友達の態度をどう思うか	14
8. 本人たちの責任ではない理由で結婚を反対することをどう思うか	15
9. 家主が、つぎのような人にマンションを貸さないことについてどう思うか	16
10. 子どもの結婚相手として備わっていると望ましいと思うもの	17
11. 子どもの結婚相手が次のような人であった場合どういう態度をとるか	18
12. 人権問題についての考え方	19
13. インターネット上の差別的書き込み等を見たことがあるか	22
14. 有名人が在日朝鮮人であると暴露する書き込みをどう思うか	23
15. 掲示板に同和地区の住所が掲載されたことをどう思うか	23
16. インターネット上の差別的書き込みなどの問題を改善するためにどうすればよいか	24
17. 人権問題に取り組んでいる人に出会ったことがあるか	25
18. 人権問題に関するイベント、講演会等に参加したことがあるか	26
19. 人権問題の情報を得たり学習するために利用するものは何か	27
20. 人権の尊重された社会をつくるには何が重要だと思うか	28

． 調査の概要

1 ． 調査目的

「人権を尊重した社会づくり」のための施策を推進するにあたって、人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権施策に取り組むうえでの基礎資料にする。

2 ． 調査方法

- (1) 調査地域 奈良県全域 (全市町村)
- (2) 調査対象者 県内在住の満 2 0 歳以上の男女
- (3) 調査対象者数 3,000 人
- (4) 標本抽出法 平成 19 年 10 月 1 日時点での満 20 歳以上の奈良県人口(1,165,280 人)に基づき、3,000 人を全市町村に比例配分し、市町村ごとに無作為抽出した。
- (5) 抽出台帳 住民基本台帳・外国人登録原票
- (6) 調査方法 郵送による無記名アンケート形式 (葉書による督促 1 回を含む。)
- (7) 調査時期 平成 20 年 11 月 (調査票発送日:11 月 7 日、回収締切日:11 月 25 日)

3 ． 回収結果

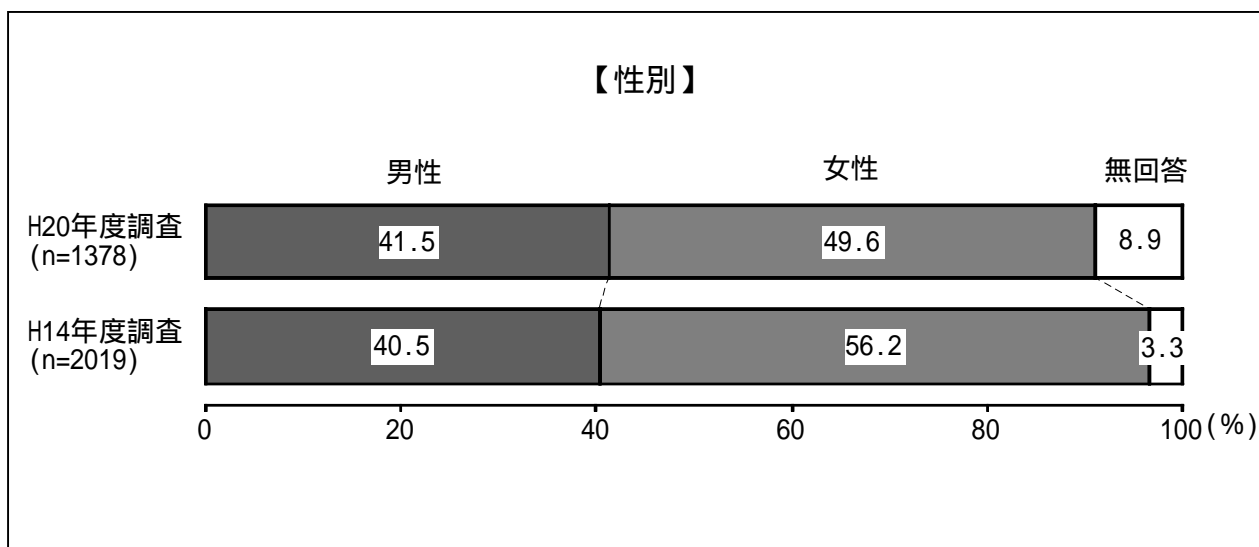
標本数	回収数	無効数	有効回答数
3,000 (100%)	1,387 (46.2%)	9 (0.3%)	1,378 (45.9%)

4 ． 報告書の留意点・見方

- ・ 図表中の「 n 」とは、集計対象者実数 (あるいは該当者対象実数) のことである。
- ・ 図表の数値 (%) は、すべて小数点以下第 2 位を四捨五入して表示した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。
- ・ 1 つの設問に 2 つ以上の回答を求めた設問では、比率の合計が 100% を超える。
- ・ 2 つ以上の選択肢を合計して比率で説明する場合、実数により割り戻したため、選択肢ごとの比率の合計と一致しないことがある。

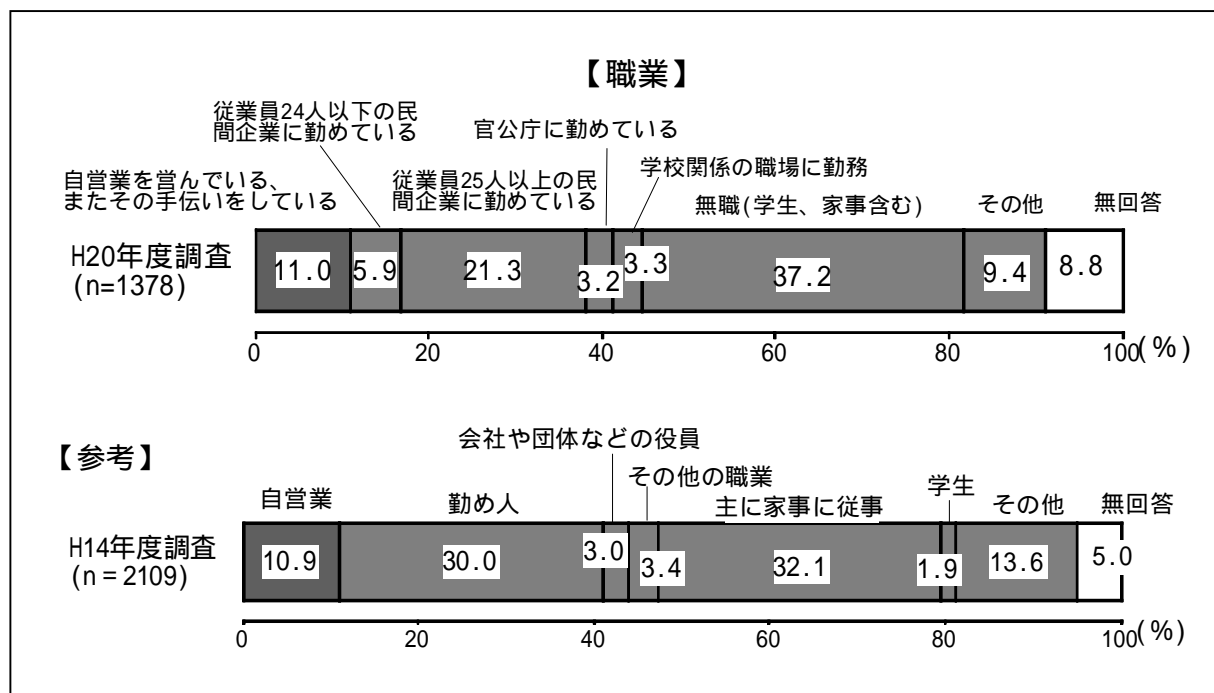
． 回答者の属性

1． 性別



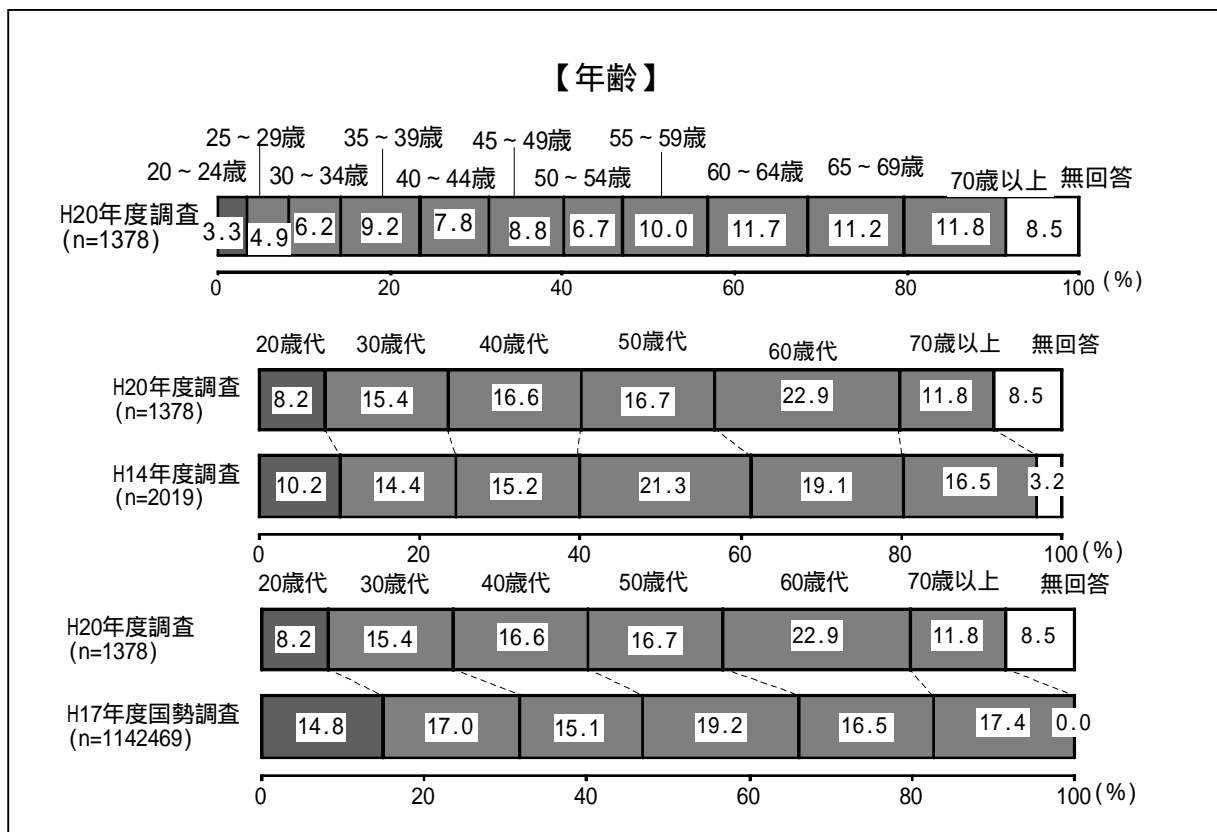
回答者の性別は、男性が41.5%、女性が49.6%で、女性の方が8.1ポイント高くなっている。
 H14年度調査と比較すると、男性は前回より割合が1.0ポイント高く、女性は6.6ポイント低くなっている。

2． 職業



回答者の職業は、「無職」が37.2%で最も割合が高くなっている。次いで「従業員25人以上の民間企業に勤めている」が21.3%、「自営業を営んでいる、またその手伝いをしている」が11.0%となっている。「官公庁に勤めている」が3.2%で最も割合が低くなっている。

3. 年齢

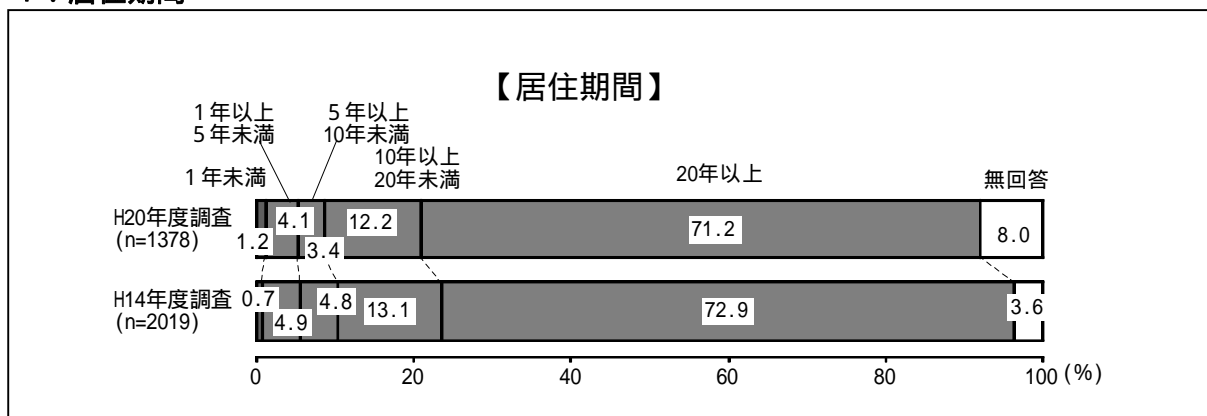


回答者の年齢は、『70歳以上』が11.8%で最も割合が高く、次いで『60～64歳』が11.7%、『65～69歳』が11.2%となっている。

H14年度調査と比較すると、『30歳代』『40歳代』『60歳代』はH14年度調査より割合が高くなっており、それ以外の年代では割合は低くなっている。

H17年度実施国勢調査における奈良県人口との比較では、H20年度調査の方が『20歳代』『70歳以上』の割合が低く、『60歳代』では割合が高くなっている。『30歳代』から『50歳代』ではそれほど大きな差は見られない。

4. 居住期間



回答者が奈良県で住んでいる年数は、「20年以上」が最も高く、71.2%となっている。

H14年度調査と比較すると、「1年未満」及び「無回答」を除いて低くなっている。

5 . 居住地域

【居住地域】

上段数字は有効回答者数、下段は割合（％）を表示

		全 体	北 部	西 部	中 部	東 部	南 部	無 回 答
全 体		1378 100.0	634 100.0	168 100.0	267 100.0	95 100.0	82 100.0	132 100.0
性 別	男性	572 41.5	273 43.1	81 48.2	118 44.2	45 47.4	45 54.9	10 7.6
	女性	683 49.6	351 55.4	85 50.6	144 53.9	47 49.5	37 45.1	19 14.4
	無回答	123 8.9	10 1.6	2 1.2	5 1.9	3 3.2	0 0.0	103 78.0
年 齢 別	20歳代	113 8.2	53 8.4	16 9.5	29 10.9	7 7.4	4 4.9	4 3.0
	30歳代	212 15.4	102 16.1	27 16.1	57 21.4	14 14.7	8 9.8	4 3.0
	40歳代	228 16.6	125 19.7	17 10.1	46 17.2	13 13.7	22 26.8	5 3.8
	50歳代	230 16.7	112 17.7	26 15.5	52 19.5	16 16.8	22 26.8	2 1.5
	60歳代	315 22.9	153 24.1	49 29.2	64 24.0	24 25.3	22 26.8	3 2.3
	70歳以上	163 11.8	86 13.6	32 19.1	19 7.1	20 21.1	3 3.7	3 2.3
	無回答	117 8.5	3 0.5	1 0.6	0 0.0	1 1.1	1 1.2	111 84.1
職 業	自営業を営んでいる、また その手伝いをしている	152 11.0	70 11.0	17 10.1	24 9.0	17 17.9	21 25.6	3 2.3
	従業員24人以下の民間企業 に勤めている	81 5.9	39 6.2	8 4.8	20 7.5	9 9.5	5 6.1	0 0.0
	従業員25人以上の民間企業 に勤めている	293 21.3	157 24.8	36 21.4	70 26.2	10 10.5	15 18.3	5 3.8
	官公庁に勤めている	44 3.2	23 3.6	7 4.2	7 2.6	2 2.1	4 4.9	1 0.8
	学校関係の職場に勤務	46 3.3	23 3.6	7 4.2	11 4.1	2 2.1	2 2.4	1 0.8
	無職(学生、家事含む)	512 37.2	254 40.1	75 44.6	110 41.2	43 45.3	21 25.6	9 6.8
	その他	129 9.4	63 9.9	17 10.1	25 9.4	11 11.6	12 14.6	1 0.8
	無回答	121 8.8	5 0.8	1 0.6	0 0.0	1 1.1	2 2.4	112 84.9
居 住 期 間	1年未満	16 1.2	11 1.7	2 1.2	1 0.4	2 2.1	0 0.0	0 0.0
	1年以上5年未満	56 4.1	35 5.5	8 4.8	10 3.8	2 2.1	0 0.0	1 0.8
	5年以上10年未満	47 3.4	30 4.7	4 2.4	12 4.5	0 0.0	0 0.0	1 0.8
	10年以上20年未満	168 12.2	91 14.4	26 15.5	38 14.2	7 7.4	3 3.7	3 2.3
	20年以上	981 71.2	465 73.3	128 76.2	206 77.2	83 87.4	79 96.3	20 15.2
	無回答	110 8.0	2 0.3	0 0.0	0 0.0	1 1.1	0 0.0	107 81.1

地域については、市、郡を下記の5つに区分した。

【北部】奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、磯城郡

【西部】生駒郡、北葛城郡

【中部】大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡

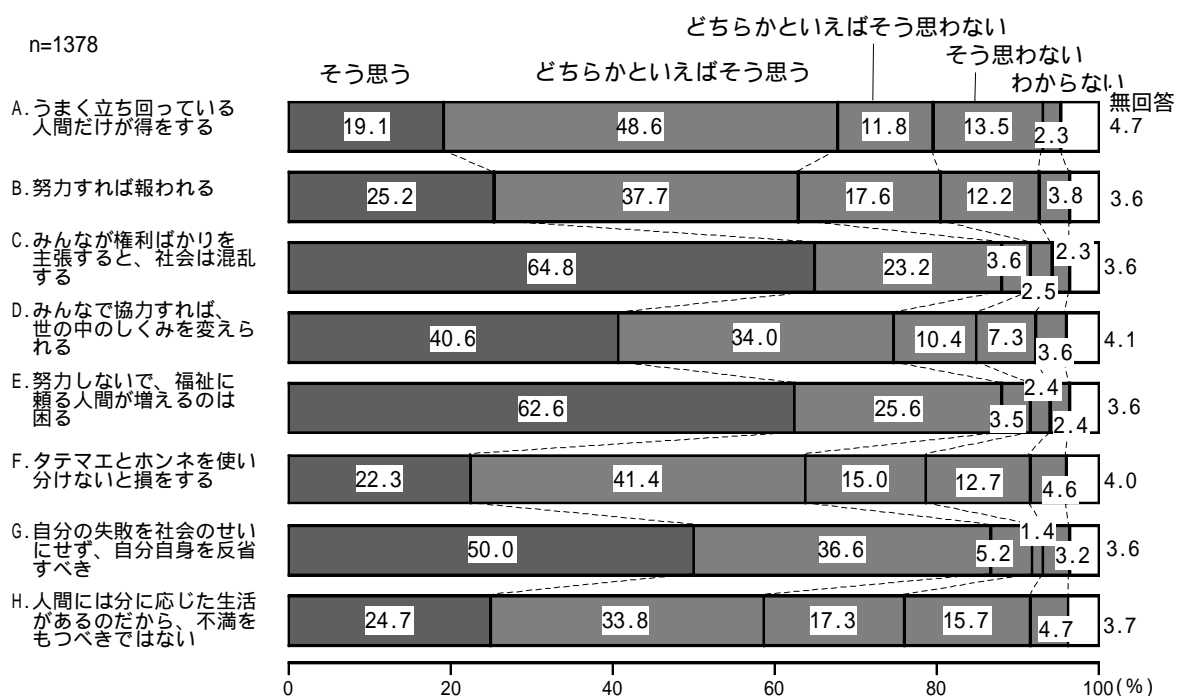
【東部】桜井市、宇陀市、宇陀郡

【南部】五條市、吉野郡

調査結果

1. 今の社会についてどう思うか

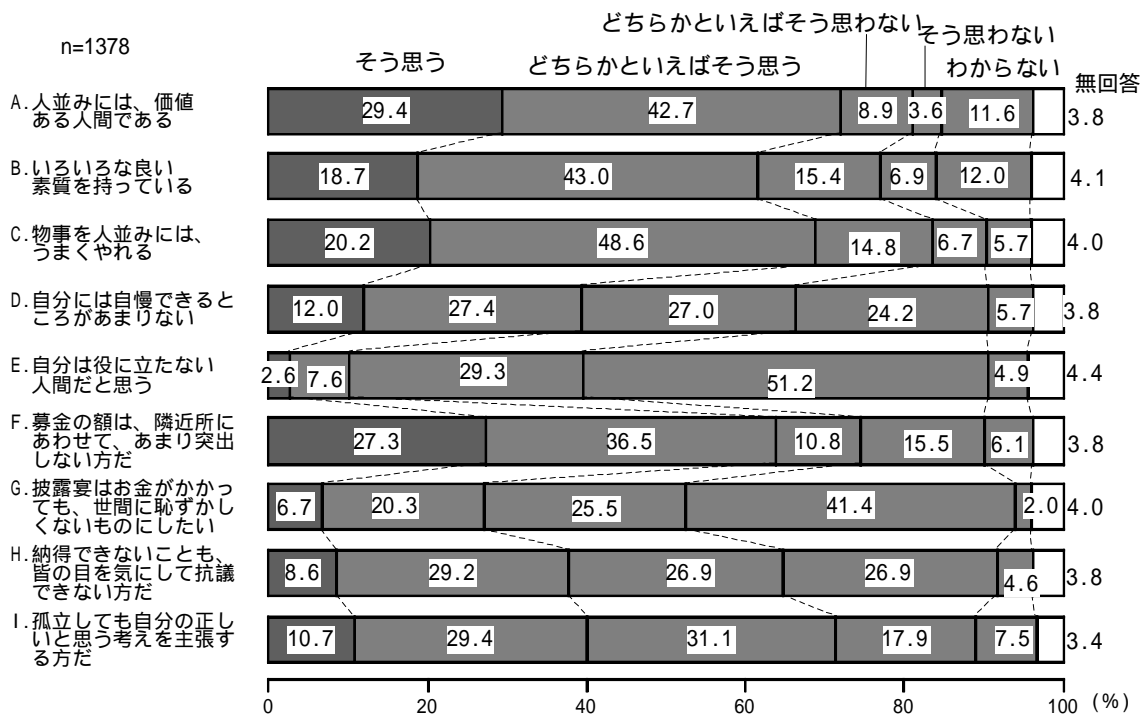
問1 今の社会について次のような意見があります。それについて、あなたはどのように思いますか。A～Hのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。



『今の社会についてどう思うか』の問に、【C.みんなが権利ばかりを主張すると、社会は混乱する】の項目で「そう思う」と回答した人が64.8%と全体で最も高くなっている。次いで、【E.努力しないで、福祉に頼る人間が増えるのは困る】の項目で「そう思う」と答えた人が62.6%、【G.自分の失敗を社会のせいにならず、自分自身を反省すべき】の項目で「そう思う」と答えた人が50.0%となっている。

2. 自分自身をどのような人間だと思うか

問2 あなたは自分自身をどのような人間だと思いますか。A～Iのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。

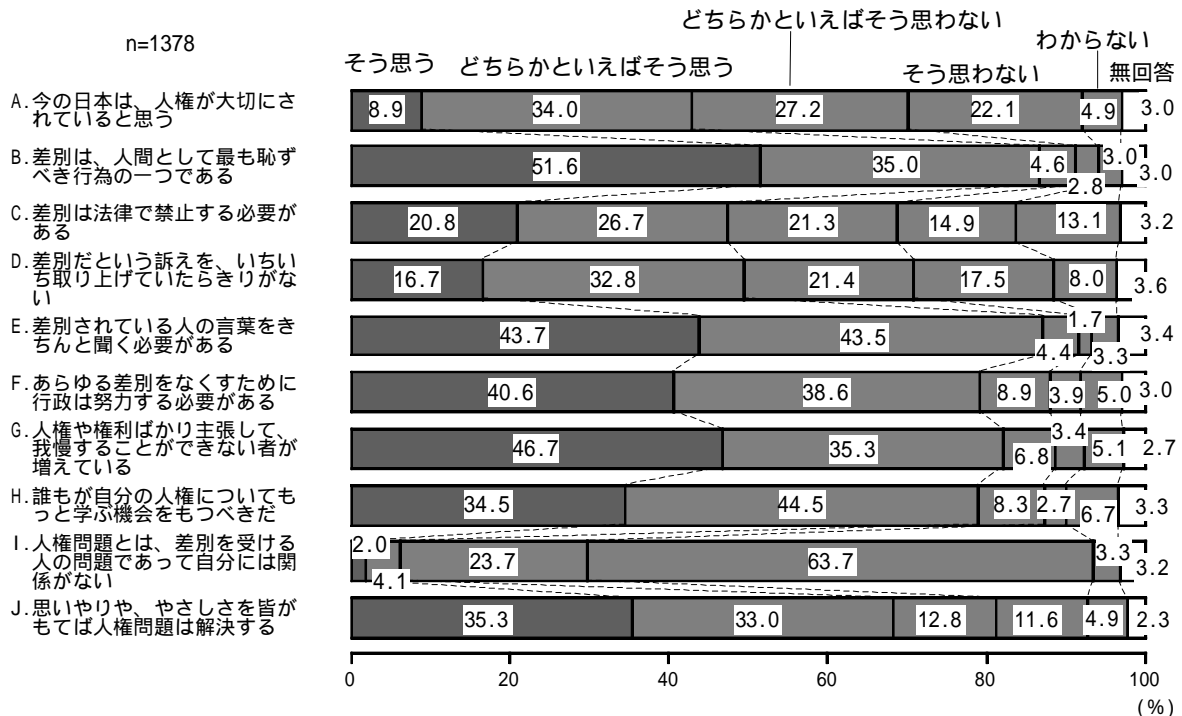


『自分自身をどのような人間だと思うか』の問に、「そう思う」と回答した人と「どちらかといえばそう思う」と回答した人を合わせた「そう思う（計）」の割合が最も高いのは、【A. 人並みには、価値ある人間である】の項目で 72.1%となっている。次いで、【C. 物事を人並みには、うまくやれる】の項目が 68.8%、【F. 募金の額は、隣近所にあわせて、あまり突出しない方だ】の項目が 63.8%となっている。

一方、「そう思わない」と回答した人と「どちらかといえばそう思わない」と回答した人を合わせた「そう思わない（計）」の割合が最も高いのは、【E. 自分は役に立たない人間だと思う】の項目で 80.5%となっている。次いで、【G. 披露宴はお金がかかっても、世間に恥ずかしくないものにしたい】の項目が 66.9%、【H. 納得できないことも、皆の目を気にして抗議できない方だ】の項目が 53.8%となっている。

3. 人権や差別についてどう思うか

問3 人権や差別をめぐっているいろいろな考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。A～Jのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。

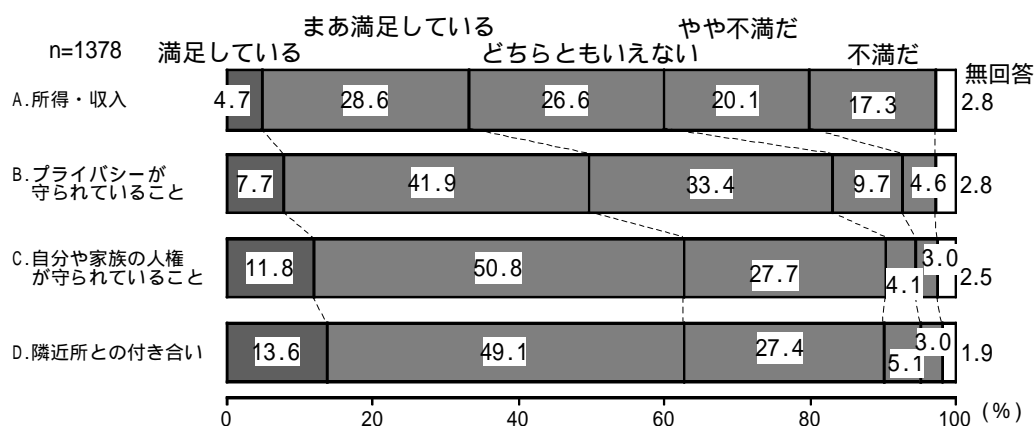


『人権や差別についてどう思うか』の問に、「そう思う」と回答した人の割合が最も高いのは、【B. 差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである】の項目で51.6%、次いで、【G. 人権や権利ばかり主張して、我慢することができない者が増えている】が46.7%となっている。差別を「恥ずべき行為」としながらも、「人権や権利ばかり主張」と、一見、相反するよう見える意識が同居しているのが、今日の県民の意識といえるのかもしれない。また、非常に注目されるのは、【I. 人権問題とは、差別を受ける人の問題であって自分には関係がない】で「そう思う」と回答した人がわずか2.0%であり、「そう思わない」と回答した人が63.7%と極めて高くなっていることである。

なお、「わからない」と回答した人の割合は【C. 差別は法律で禁止する必要がある】の項目で13.1%となっている。

4. 生活の面ではどの程度満足しているか

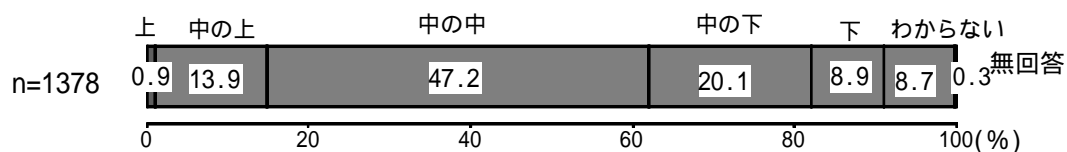
問4 あなたは、次の生活のそれぞれの面では、どの程度満足していますか。
A～Dのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号にをつけてください。



『生活の面ではどの程度満足しているか』の問に、「満足している」と「まあ満足している」を合わせた「満足(計)」の割合が最も高いのは、【D.隣近所との付き合い】の項目で62.7%となっている。次いで、【C.自分や家族の人権が守られていること】の項目で62.6%、【B.プライバシーが守られていること】の項目で49.6%となっている。一方、「不満だ」と「やや不満だ」を合わせた「不満だ(計)」が最も高いのは、【A.所得・収入】の項目で37.4%となっている。

5. 生活の程度は、世間一般からみてどうか

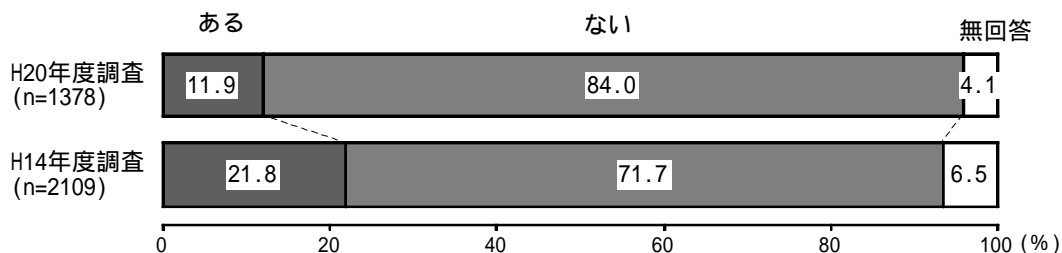
問5 お宅の生活の程度は、世間一般からみて、どうですか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号にをつけてください。



『生活の程度は、世間一般からみてどうか』の問に、「中の中」と回答した人の割合が最も高く、47.2%となっている。次いで、「中の下」が20.1%、「中の上」が13.9%となっており、「上」は、0.9%と最も低くなっている。

6 . 最近 5 年間で自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか

問 6 最近 5 年間で自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
あてはまるものの番号に をつけてください。



『最近 5 年間で自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか』の問に、「ない」と回答した人の割合が 84.0%となっている。一方、「ある」と回答した人は 11.9%となっている。

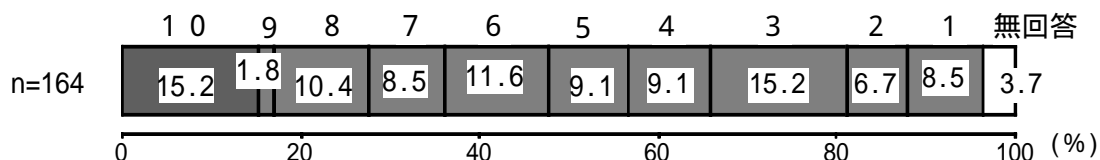
H14 年度と比較すると、「ある」と回答した人の割合は 9.9 ポイント低くなっている。

これは、前回の調査では、「最近、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」と聞いていたが、今回の調査では、「最近 5 年間で」と期間を限定して聞いたことが影響しているのかもしれない。

6 - 1 . 人権侵害の程度

問 6 - 1 <問 6 で「1.ある」と答えた人におたずねします> そのうち、あなたにとって最も印象に残っている経験一つについておたずねします。その人権侵害はあなたにとってどの程度のものだったでしょうか。何らかの形で公的に処罰する必要があると感じるほどである場合を「10」、不快に感じた程度の場合を「1」として、あてはまると思われる数字に をつけてください。

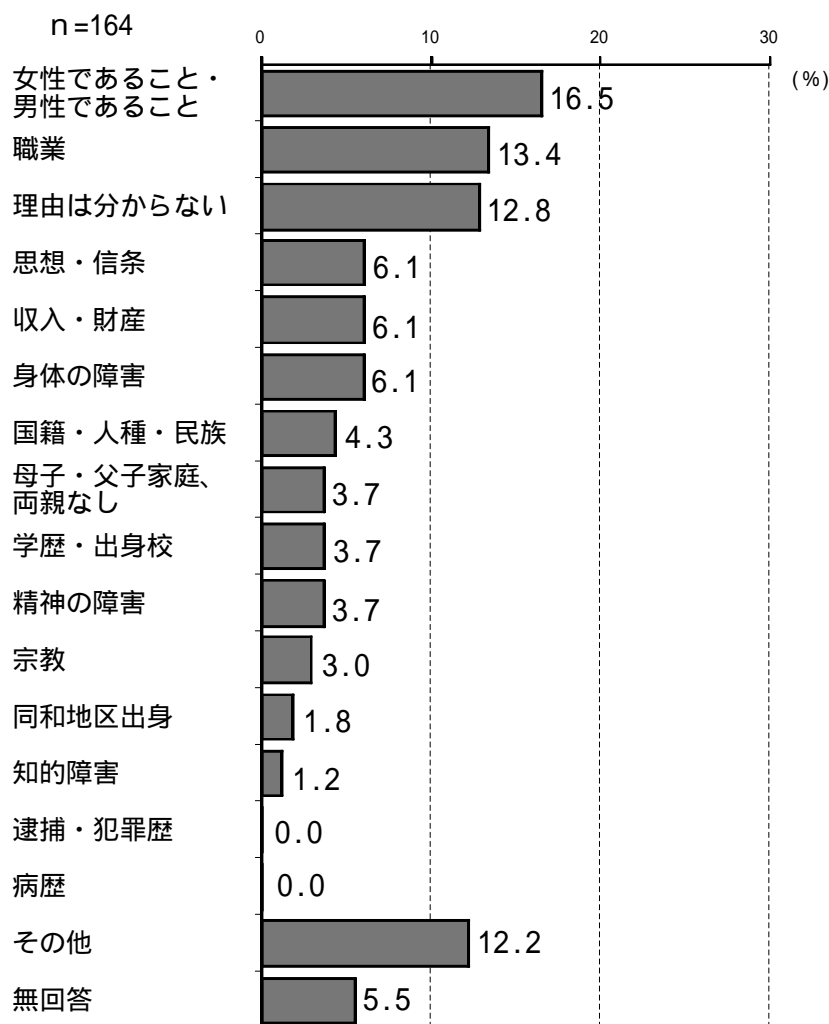
重大な人権侵害 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1
軽度の人権侵害



問 6 で「ある」と回答した 164 人に、「その人権侵害はどの程度のものだったのか」を 10 段階のスケールを示して尋ねたところ、「8」「9」「10」の重大な人権侵害と感じている人が 27.4%、「1」「2」「3」の軽度の人権侵害と感じている人が 30.4%となっている。残りの「4」「5」「6」「7」と回答した人は 38.3%で、全体としては、軽度のものから重大なものまで広がりがあがる。

6 - 2 . 人権侵害の理由

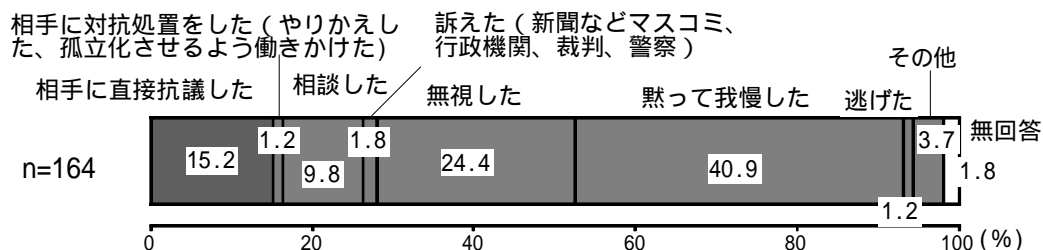
問 6 - 2 その時の人権侵害は、どのようなことを理由にしたものでしたか。
次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に を
つけてください。



問 6 で「ある」と回答した 164 人に、「人権侵害の理由」について尋ねたところ、「女性であること・男性であること」と回答した人の割合が最も高く 16.5%となっている。次いで、「職業」が 13.4%、「理由は分からない」が 12.8%、「思想・信条」「収入・財産」「身体の障害」がともに 6.1%となっている。一方、回答がなかった項目を除いて最も割合が低かったのは、「知的障害」で 1.2%となっている。「その他」は 12.2%となっており、「容姿・外見」「家庭問題」などの回答があった。

6 - 3 . 人権侵害の対応

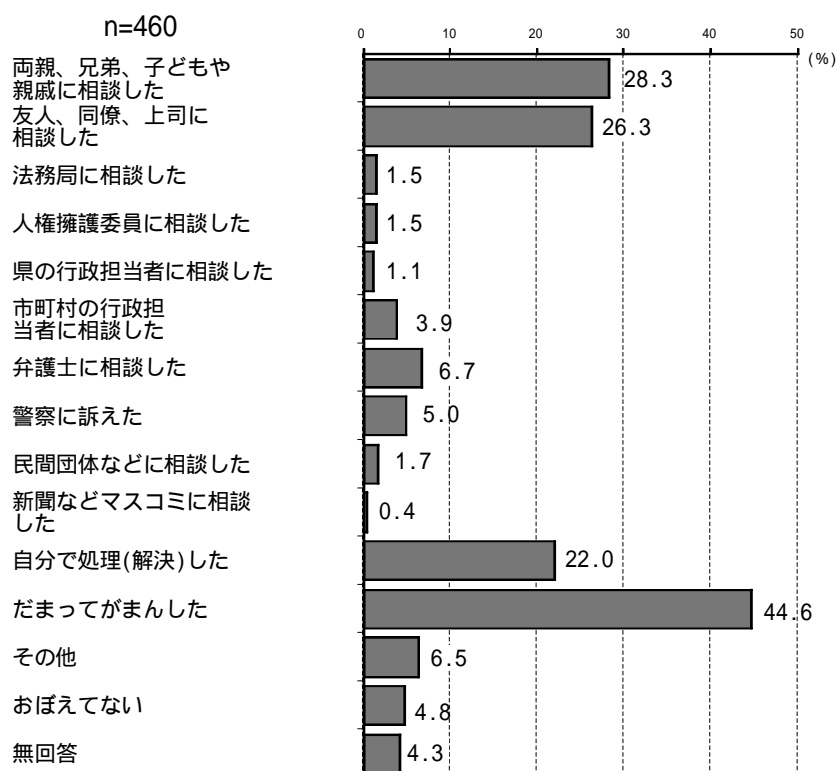
問 6 - 3 そのとき、あなたはどのように対応しましたか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。



問 6 で「ある」と回答した 164 人に、「人権侵害の対応」について尋ねたところ、「黙って我慢した」と回答した人の割合が最も高く 40.9%となっている。次いで、「無視した」が 24.4%、「相手に直接抗議した」が 15.2%、「相談した」が 9.8%となっている。「黙って我慢した」「無視した」「逃げた」を合わせた「直接相手に何もしない(できない)」の割合が 66.5%となっている。一方、「相手に直接抗議した」「相手に対抗処置をした」「訴えた」を合わせた「直接相手に何かした」の割合は 18.2%となっている。

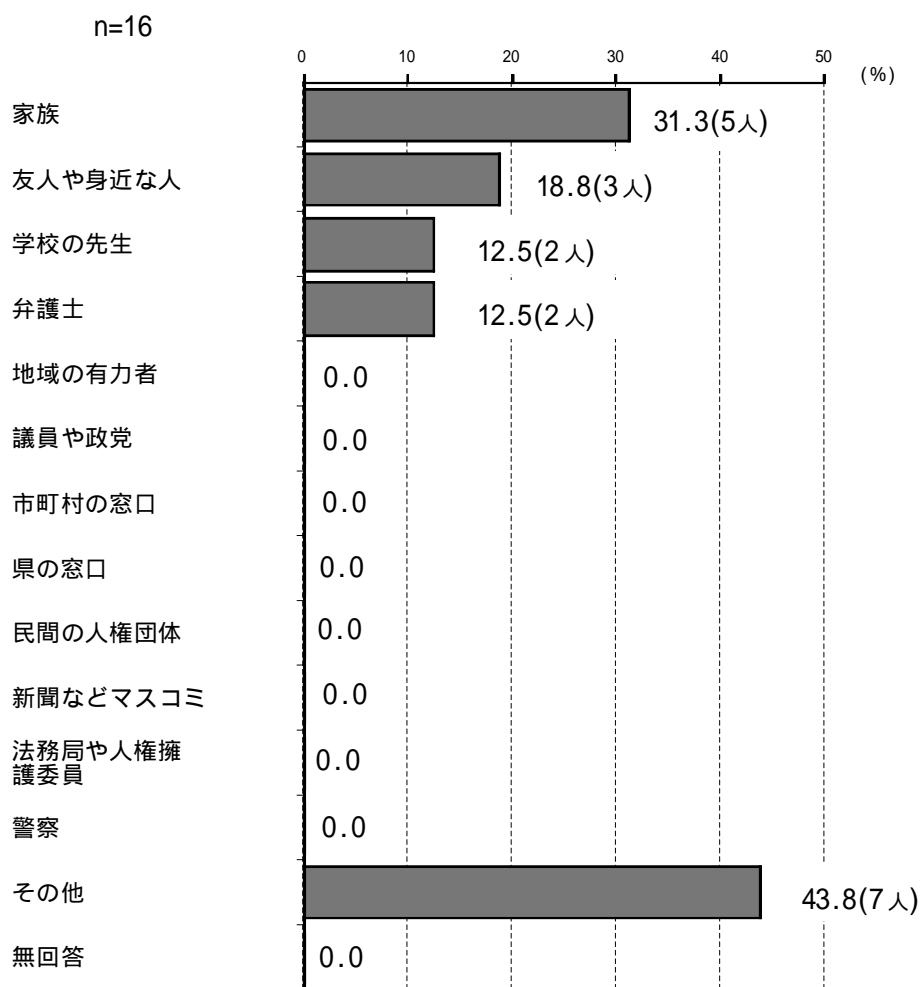
【参考】H14 年度調査

自分の人権が侵害されたとき、どうされましたか。(いくつでもけっこうです)



6 - 4 . 相談相手 (相談した人や組織)

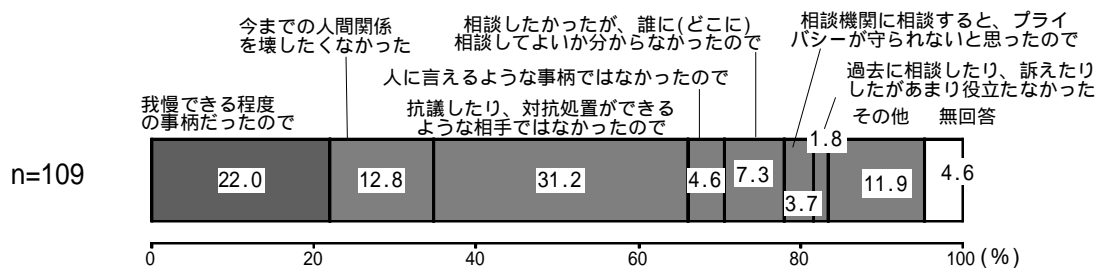
問6 - 4 <問6 - 3で「3.相談した」と答えた人におたずねします>
 そのとき、誰に相談されましたか。相談された人や組織のあてはまる
 ものの番号に をつけてください。(はいくつでも)



問6 - 3で「相談した」と回答した16人に、「相談相手(相談した人や組織)」について尋ねたところ、「その他」と回答した人が最も多く7人となっている。「その他」を除くと、「家族」が最も多く5人、次いで、「友人や身近な人」が3人、「学校の先生」、「弁護士」はともに2人となっている。また、「地域の有力者」「議員や政党」「市町村の窓口」「県の窓口」「民間の人権団体」「新聞などマスコミ」「法務局や人権擁護委員」「警察」については回答がなかった。「その他」の相談相手としては、「職場の上司」「自治会」などの回答があった。

6 - 5 .「無視した」「我慢した」「逃げた」理由

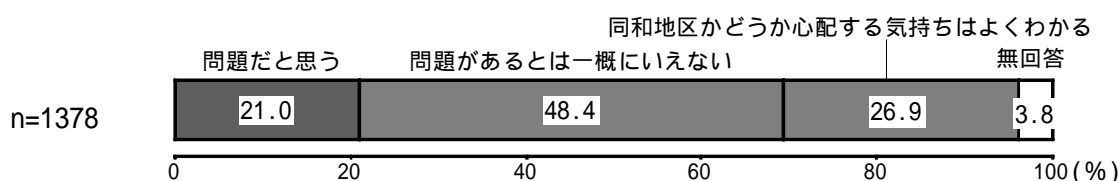
問6 - 5 <問6 - 3で「5.無視した」「6.黙って我慢した」「7.逃げた」と答えた人におたずねします> そのようにされた理由は何でしょうか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。



問6 - 3で「無視した」「黙って我慢した」「逃げた」と回答した109人に、「理由」を尋ねたところ、「抗議したり、対抗処置ができるような相手ではなかった」と回答した人の割合が最も高く31.2%となっている。次いで「我慢できる程度の事柄だったので」が22.0%、「今までの人間関係を壊したくなかった」が12.8%となっている。最も割合が低かったのは「過去に相談したり、訴えたりしたがあまり役立たなかった」で1.8%となっている。「その他」の理由としては、「家族に迷惑」「相手に関わるのが嫌」などの回答があった。

7. 住宅購入時に同和地区かどうかを市町村に問い合わせる友達の態度をどう思うか

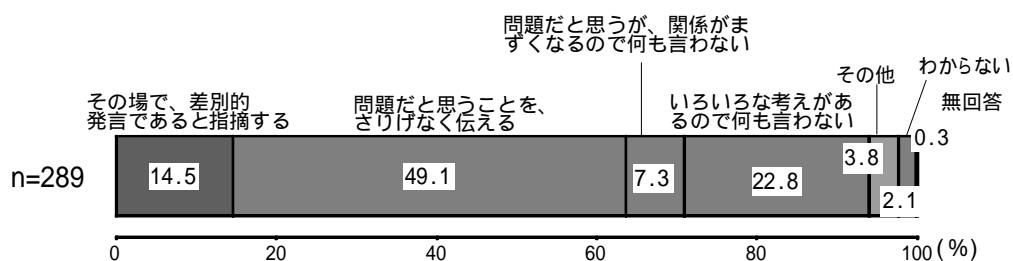
問7 親しい友達と話している時に、友達が、「住宅を購入しようと思っているのだが、その物件が同和地区であるかどうか心配なので、市町村に問い合わせようと思う」と言いました。あなたは、その友人の態度について、どのように思いますか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。



『住宅購入時に同和地区かどうかを市町村に問い合わせる友達の態度をどう思うか』の問に、「問題があるとは一概にいけない」と回答した人の割合が最も高く、48.4%となっている。次いで、「同和地区かどうか心配する気持ちはよくわかる」が26.9%、「問題だと思う」が21.0%となっている。

7-1. 問題だと思ったとき、友達にどのように言うか

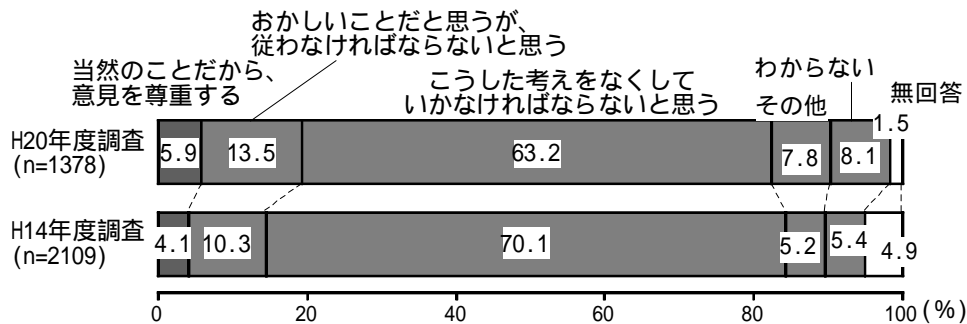
問7-1 <問7で「1.問題だと思う」と答えた人におたずねします>
 そのような場合、あなたは、友達にどのように言いますか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。



問7で「問題だと思う」と回答した289人に、「そのような場合、あなたは、友達にどのように言いますか」と尋ねたところ、「問題だと思ふことを、さりげなく伝える」と回答した人の割合が最も高く、約5割となっている。次いで、「いろいろな考えがあるので何も言わない」が22.8%、「その場で、差別的発言であると指摘する」が14.5%となっている。また、最も割合が低かったのは「問題だと思ふが、関係がまずくなるので何も言わない」が7.3%となっている。「その場で、差別的発言であると指摘する」と「問題だと思ふことを、さりげなく伝える」を合わせた「言う(計)」の割合は63.6%となっている。

8 . 本人たちの責任ではない理由で結婚を反対することをどう思うか

問 8 結婚にあたり、家柄、出身地、財産、国籍、親の仕事、社会的地位など、本人たちの責任でないことを理由にして、まわりから反対されることについて、あなたはどのように思いますか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。

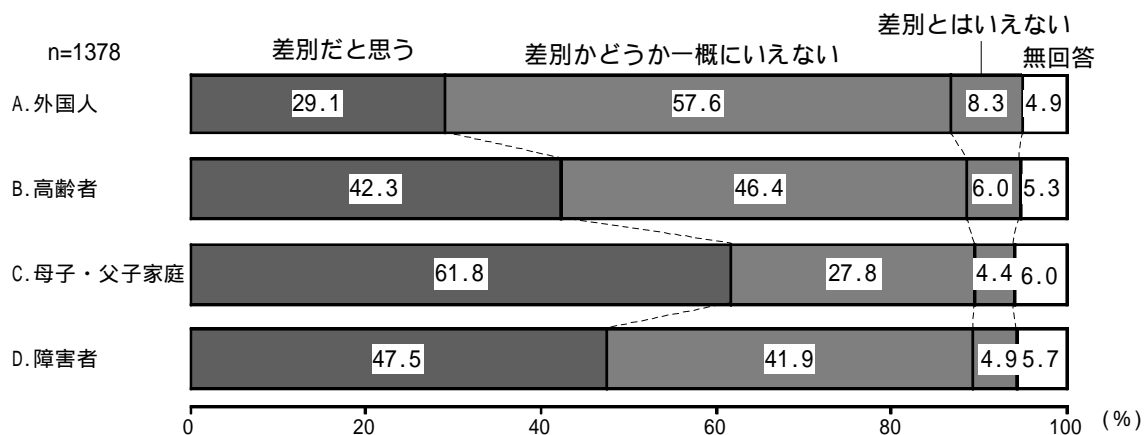


『本人たちの責任ではない理由で結婚を反対することをどう思うか』の問に、「こうした考えをなくしていかなければならないと思う」と回答した人の割合が最も高く、63.2%となっている。次いで、「おかしいことだと思うが、従わなければならないと思う」が13.5%、「当然のことだから、意見を尊重する」が5.9%となっている。

H14年度調査と比較すると、「おかしいことだと思うが、従わなければならないと思う」が3.2ポイント高くなっている。一方、「こうした考えをなくしていかなければならないと思う」が6.9ポイント低くなっている。また、「こうした考えをなくしていかなければならないと思う」以外のすべての項目が高くなっている。

9. 家主が、つぎのような人にマンションを貸さないことについてどう思うか

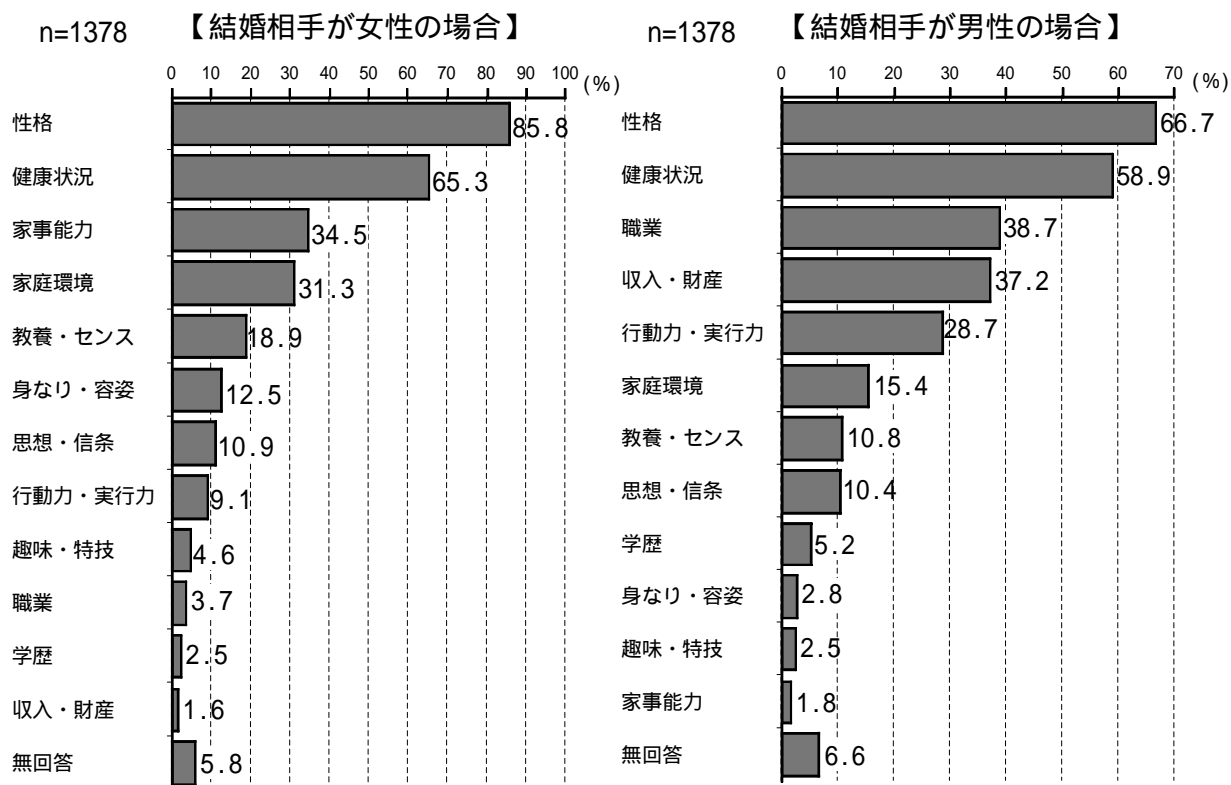
問9 家主が、賃貸マンションで、仲介業者に、つぎのような人には貸さないようにと条件をつけることについて、あなたはどのように思いますか。
A～Dのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号にをつけてください。



『家主が、つぎのような人にマンションを貸さないことについてどう思うか』の問に、「差別だと思う」が、【C. 母子・父子家庭】で 61.8%と全体で最も割合が高くなっている。次いで、【D. 障害者】で 47.5%、【B. 高齢者】で 42.3%、【A. 外国人】で 29.1%となっている。一方、「差別とはいえない」は、【A. 外国人】で 8.3%、【B. 高齢者】で 6.0%となっている。【A. 外国人】では半数以上の 57.6%の人が「差別かどうか一概にいけない」と答えている。

10. 子どもの結婚相手として備わっていると望ましいと思うもの

問10 あなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚相手として、備わっていると望ましいと思われる点はどのようなものですか。相手が女性の場合と男性の場合の両方について、あなたが重視される項目をそれぞれ三つ選び、かっこ内にその番号を記入してください。

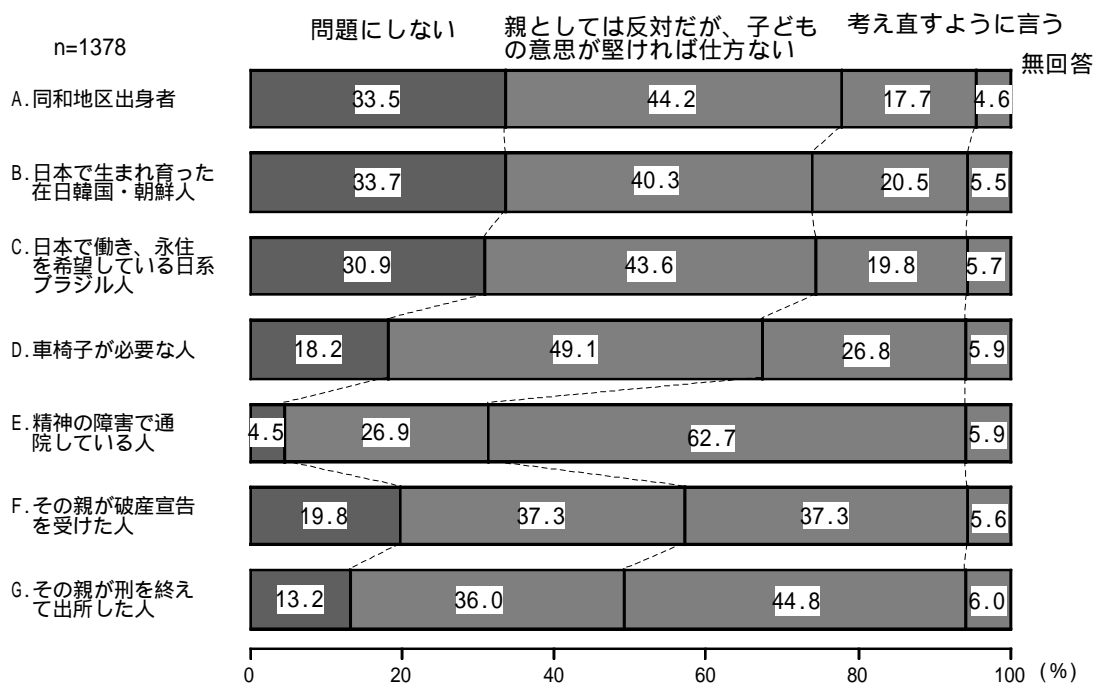


『子どもの結婚相手として備わっていると望ましいと思うもの(相手が女性)』の問に、「性格」と回答した人の割合が最も高く、85.8%となっている。次いで、「健康状況」が65.3%、「家事能力」が34.5%となっている。最も割合が低かったのは、「収入・財産」で1.6%になっている。この結果から、結婚相手の女性には、「職業」「学歴」「収入・財産」よりも「性格」「健康状況」「家事能力」などを望む傾向がみられる。

『子どもの結婚相手として備わっていると望ましいと思うもの(相手が男性)』の問に、「性格」と回答した人の割合が最も高く、66.7%となっている。次いで、「健康状況」が58.9%、「職業」が38.7%、「収入・財産」が37.2%となっている。最も割合が低かったのは、「家事能力」で1.8%になっている。この結果から、結婚相手の男性には、「身なり・容姿」「趣味・特技」「家事能力」よりも「性格」「健康状況」「職業」「収入・財産」などを望む傾向がみられる。

11. 子どもの結婚相手が次のような人であった場合どういう態度をとるか

問11 問10で選んだ望ましいと思われる条件を備えているお子さんの結婚相手が、次のような人であった場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。A～Gのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号をつけてください。



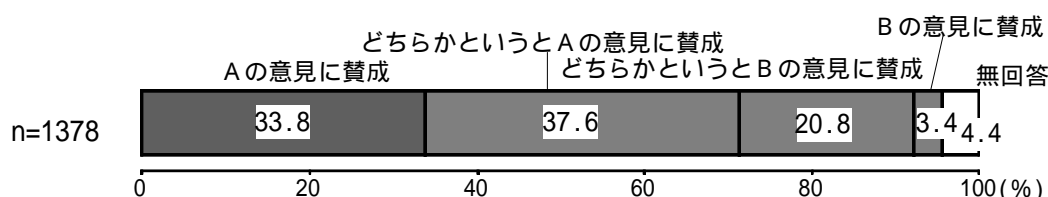
『子どもの結婚相手が次のような人であった場合どういう態度をとるか』の問に、【E.精神の障害で通院している人】の項目で「考え直すように言う」が、62.7%と全体で最も割合が高くなっている。次いで、【D.車椅子が必要な人】の項目で「親としては反対だが、子どもの意思が堅ければ仕方ない」が49.1%、【G.その親が刑を終えて出所した人】の項目で「考え直すように言う」が44.8%となっている。一方、割合が低いのは【E.精神の障害で通院している人】の項目で「問題にしない」が4.5%となっている。

12. 人権問題についての考え方

問12 次のような考え方について、あなたはA・Bどちらの意見に賛成ですか。
～ のそれぞれについて、あてはまるものを一つ選び、その番号をつけてください。

() 女性の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か

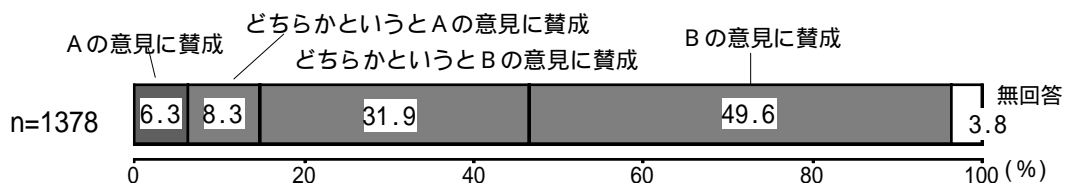
- A. 身体が不自由になった親の介護を誰がするかというとき、女性というだけで、介護をしなくてはならないというのは、人権を侵害している
B. 介護は女性に向いている仕事なので、人権を侵害しているとはいえない



『女性の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か』の問に、「どちらかというともAの意見に賛成」と回答した人の割合が最も高く37.6%となっている。次いで、「Aの意見に賛成」が33.8%、「どちらかというともBの意見に賛成」が20.8%となっている。また、「Aの意見に賛成」と「どちらかというともAの意見に賛成」を合わせた「Aに賛成(計)」の割合は約7割となっている。

() 子どもの人権についてA・Bどちらの意見に賛成か

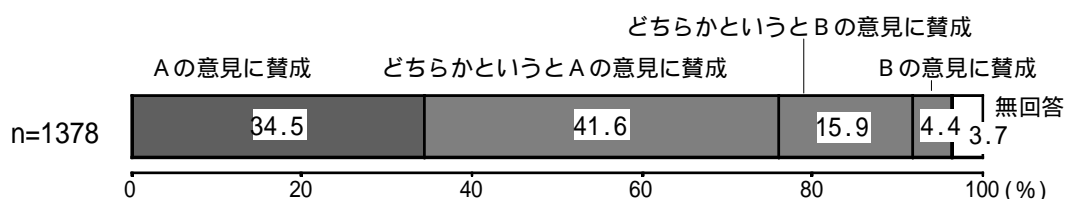
- A. 子どもの虐待について、その疑いがあるというだけで関係機関が積極的に介入するのは慎重であるべきだ
B. 子どもの虐待について、その疑いがあれば関係機関は積極的に介入すべきだ



『子どもの人権についてA・Bどちらの意見に賛成か』の問に、「Bの意見に賛成」と回答した人の割合が最も高く49.6%となっている。次いで、「どちらかというともBの意見に賛成」が31.9%、「どちらかというともAの意見に賛成」が8.3%、「Aの意見に賛成」が6.3%となっている。また、「Bの意見に賛成」と「どちらかというともBの意見に賛成」を合わせた「Bに賛成(計)」の割合は8割を超えている。

() 障害者の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か(1)

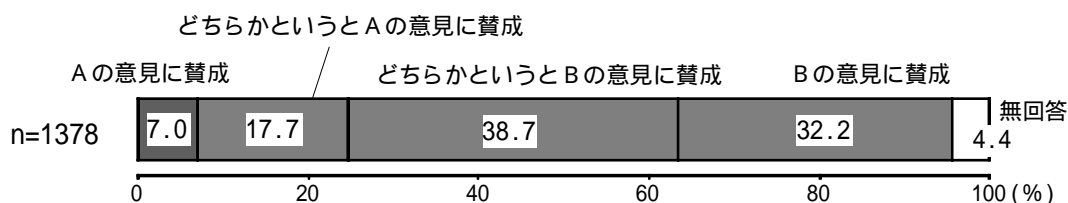
- A. 身体に障害のある人が自立できるように、企業は障害のある人を積極的に雇っていかなければならない
- B. 利益を追求することが企業の第一の目的であり、企業は身体に障害のある人を積極的に雇うことができなくてもやむを得ない



『障害者の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か(1)』の問に、「どちらかというともAの意見に賛成」と回答した人の割合が最も高く41.6%となっている。次いで、「Aの意見に賛成」が34.5%、「どちらかというともBの意見に賛成」が15.9%となっている。また、「Aの意見に賛成」と「どちらかというともAの意見に賛成」を合わせた「Aに賛成(計)」の割合は76.1%となっている。

() 障害者の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か(2)

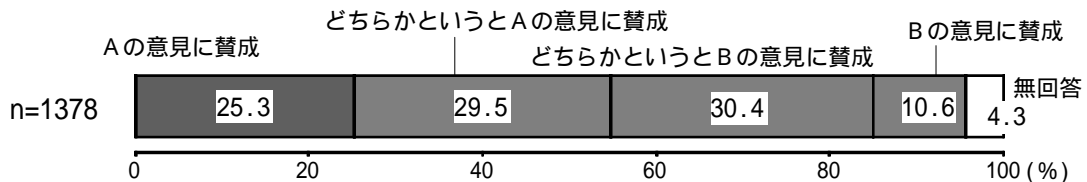
- A. 住宅地域の中心に計画中の知的障害者のための生活施設の建設に対し、地元住民から反対運動が起こったとしても、それは自分たちの居住環境を守ろうとしているのであり、人権を侵害しているとはいえない
- B. 障害者が、地域住民とともに生活するのは当然のことであり、それに反対するのは人権を侵害している



『障害者の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か(2)』の問に、「どちらかというともBの意見に賛成」と回答した人の割合が最も高く38.7%となっている。次いで、「Bの意見に賛成」が32.2%、「どちらかというともAの意見に賛成」が17.7%となっている。また、「Bの意見に賛成」と「どちらかというともBの意見に賛成」を合わせた「Bに賛成(計)」の割合は、7割を超えている。

() 外国人の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か

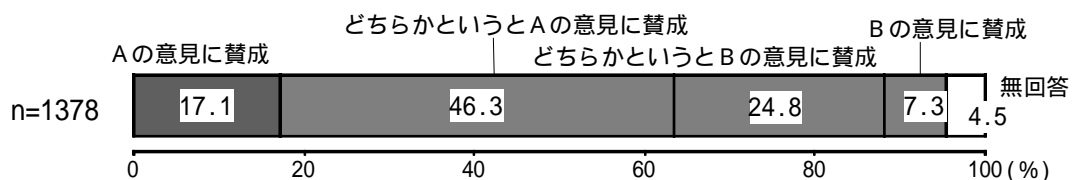
- A . 日本に住む外国人が、その人の母国の文化や慣習を大切にして生きることは尊重されるべきだ
- B . 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をするべきである



『外国人の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か』の問に、「どちらかというともう一方の意見に賛成」と回答した人の割合が最も高く約3割となっている。次いで、「どちらかというともう一方の意見に賛成」が29.5%、「Aの意見に賛成」が25.3%となっている。また、「Aの意見に賛成」と「どちらかというともう一方の意見に賛成」を合わせた「Aに賛成(計)」の割合は、54.8%となっている。

() 刑を終えて出所した人の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か

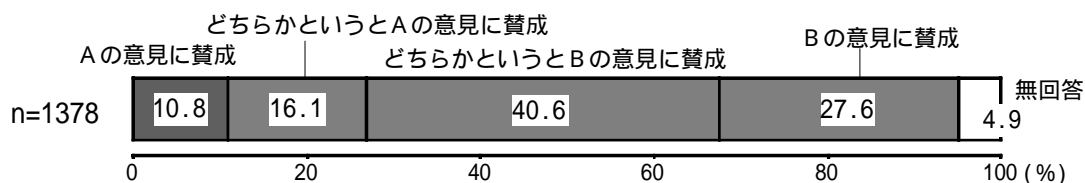
- A . 刑を終えて出所した人が、偏見をもたれて社会復帰が妨げられるのは、ある程度仕方がない
- B . 刑を終えて出所した人が、偏見をもたれて社会復帰が妨げられるのは、許されないことである



『刑を終えて出所した人の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か』の問に、「どちらかというともう一方の意見に賛成」と回答した人の割合が最も高く46.3%となっている。次いで、「どちらかというともう一方の意見に賛成」が24.8%、「Aの意見に賛成」が17.1%となっている。また、「Aの意見に賛成」と「どちらかというともう一方の意見に賛成」を合わせた「Aに賛成(計)」の割合は、63.4%となっている。

() 犯罪被害者の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か

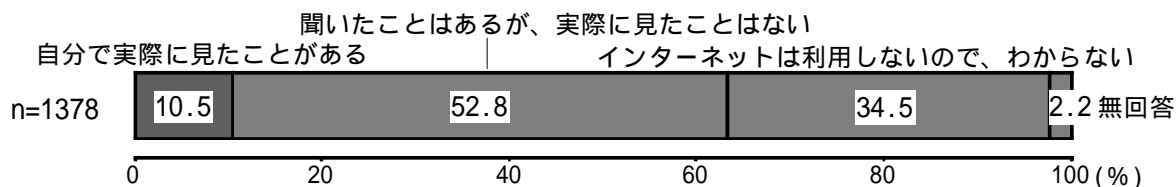
- A . 市民には犯罪について真実を知る権利があるので、犯罪被害者の人権を侵害するおそれがあるからという理由で、取材・報道を自主規制するのはおかしい
- B . 知る権利が重要だとしても、犯罪被害者の人権を侵害する可能性があるので、犯罪に関する取材・報道にあたっては自主規制を心がけるべきだ



『犯罪被害者の人権についてA・Bどちらの意見に賛成か』の間に、「どちらかというともBの意見に賛成」と回答した人の割合が最も高く40.6%となっている。次いで、「Bの意見に賛成」が27.6%、「どちらかというともAの意見に賛成」が16.1%となっている。また、「Bの意見に賛成」と「どちらかというともBの意見に賛成」を合わせた「Bに賛成(計)」の割合は、約7割となっている。

13 . インターネット上の差別的書き込み等を見たことがあるか

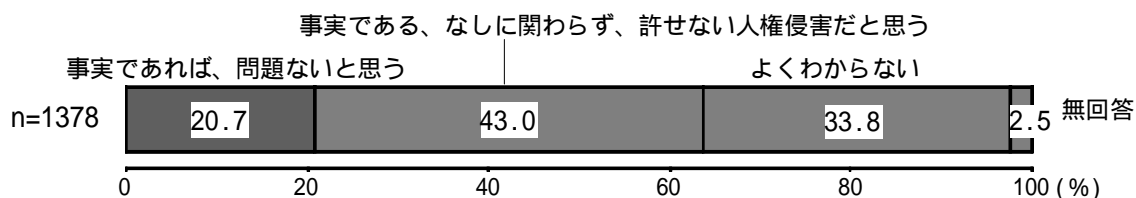
問13 パソコンや携帯電話のインターネット上の差別的な書き込みや個人情報の流布などを見たことがありますか。次の中から一番あてはまるもの一つだけ選び、その番号に をつけてください。



『インターネット上の差別的書き込み等を見たことがあるか』の間に、「聞いたことはあるが、実際に見たことはない」と回答した人の割合が最も高く52.8%となっている。次いで、「インターネットは利用しないので、わからない」が34.5%、「自分で実際に見たことがある」が10.5%となっている。

14. 有名人が在日朝鮮人であると暴露する書き込みをどう思うか

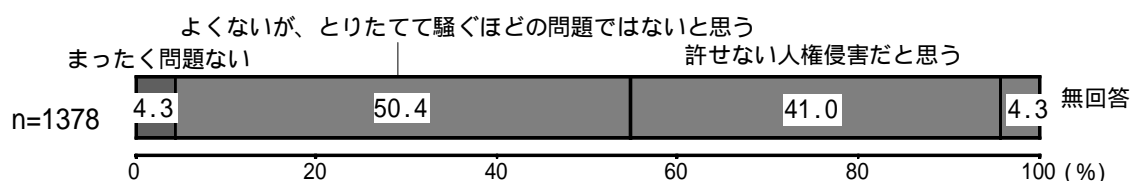
問14 インターネットの掲示板に、歌手、タレント、スポーツ選手など有名人の名前をあげて、日本名を使っているが在日朝鮮人であると暴露する書き込みがあります。そのような書き込みについて、あなたはどのように思いますか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。



『有名人が在日朝鮮人であると暴露する書き込みをどう思うか』の間に、「事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」と回答した人の割合が最も高く43.0%となっている。次いで、「よくわからない」が33.8%、「事実であれば、問題ないと思う」が20.7%となっている。

15. 掲示板に同和地区の住所が掲載されたことをどう思うか

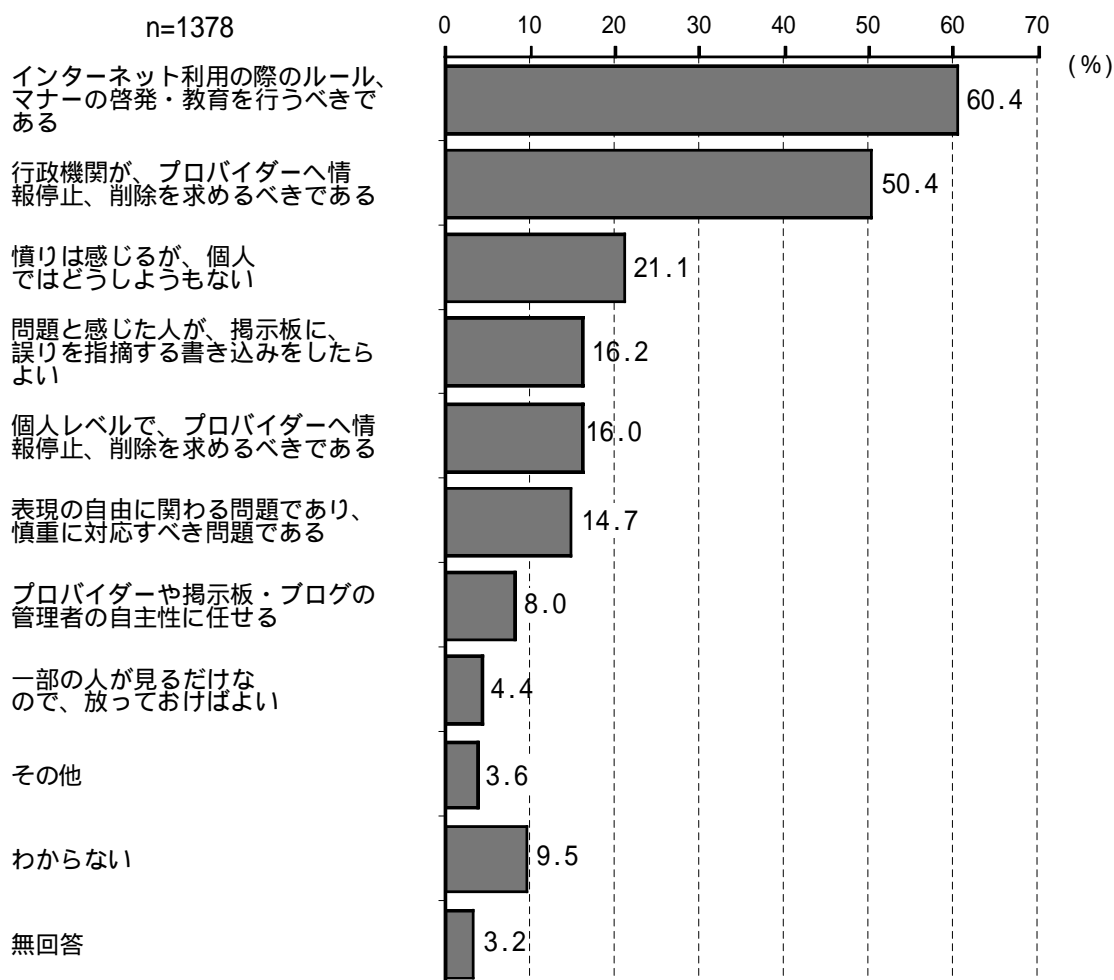
問15 最近、インターネットのある掲示板で「奈良県にある同和地区を教えてください」との書き込み、奈良県の数十の同和地区の住所が掲載されました。このような書き込みについて、あなたはどのように思いますか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。



『掲示板に同和地区の住所が掲載されたことをどう思うか』の間に、「よくないが、とりたてて騒ぐほどの問題ではないと思う」と回答した人の割合が最も高く、約5割となっている。次いで、「許せない人権侵害だと思う」が41.0%、「まったく問題ない」が4.3%となっている。

16. インターネット上の差別的書き込みなどの問題を改善するためにどうすればよいか

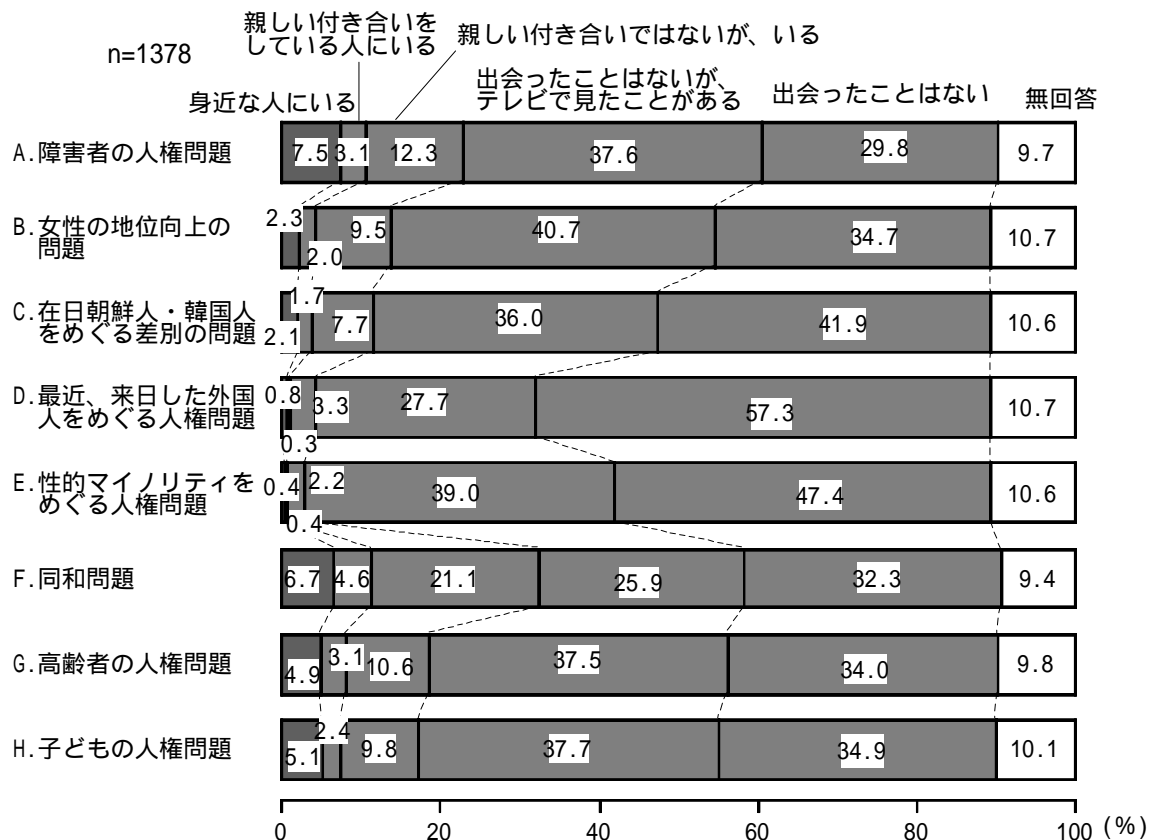
問16 インターネット上の差別的な書き込みや個人情報の流布などの問題を改善するために、どうすればよいと思いますか。次の中からあてはまるものの番号に をつけてください。(はいいくつでも)



『インターネット上の差別的書き込みなどの問題を改善するためにどうすればよいか』の問に、「インターネット利用の際のルール、マナーの啓発・教育を行うべきである」と回答した人の割合が最も高く、60.4%となっている。次いで、「行政機関が、プロバイダーへ情報停止、削除を求めるべきである」(50.4%)、「憤りは感じるが、個人ではどうしようもない」(21.1%)、「問題と感じた人が、掲示板に、誤りを指摘する書き込みをしたらよい」(16.2%)となっている。

17. 人権問題に取り組んでいる人に出会ったことがあるか

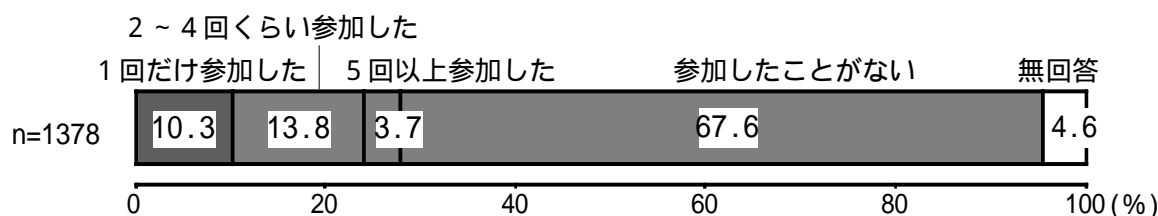
問17 あなたは、次のような人権問題に熱心に取り組んでいる人に出会ったことがありますか。A～Hのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。



『人権問題に取り組んでいる人に出会ったことがあるか』の問に、全体としては、「出会ったことはないが、テレビで見たことがある」「出会ったことはない」と回答した人の割合が高くなっている。「身近な人」に「親しい付き合いを...」と「親しい付き合いではないが、いる」を合わせた「出会ったことがある(計)」の割合が最も高いのは、【F. 同和問題】の項目で32.4%となっている。次いで、【A. 障害者の人権問題】の項目が22.9%、【G. 高齢者の人権問題】の項目が18.6%となっている。

18. 人権問題に関するイベント、講演会等に参加したことがあるか

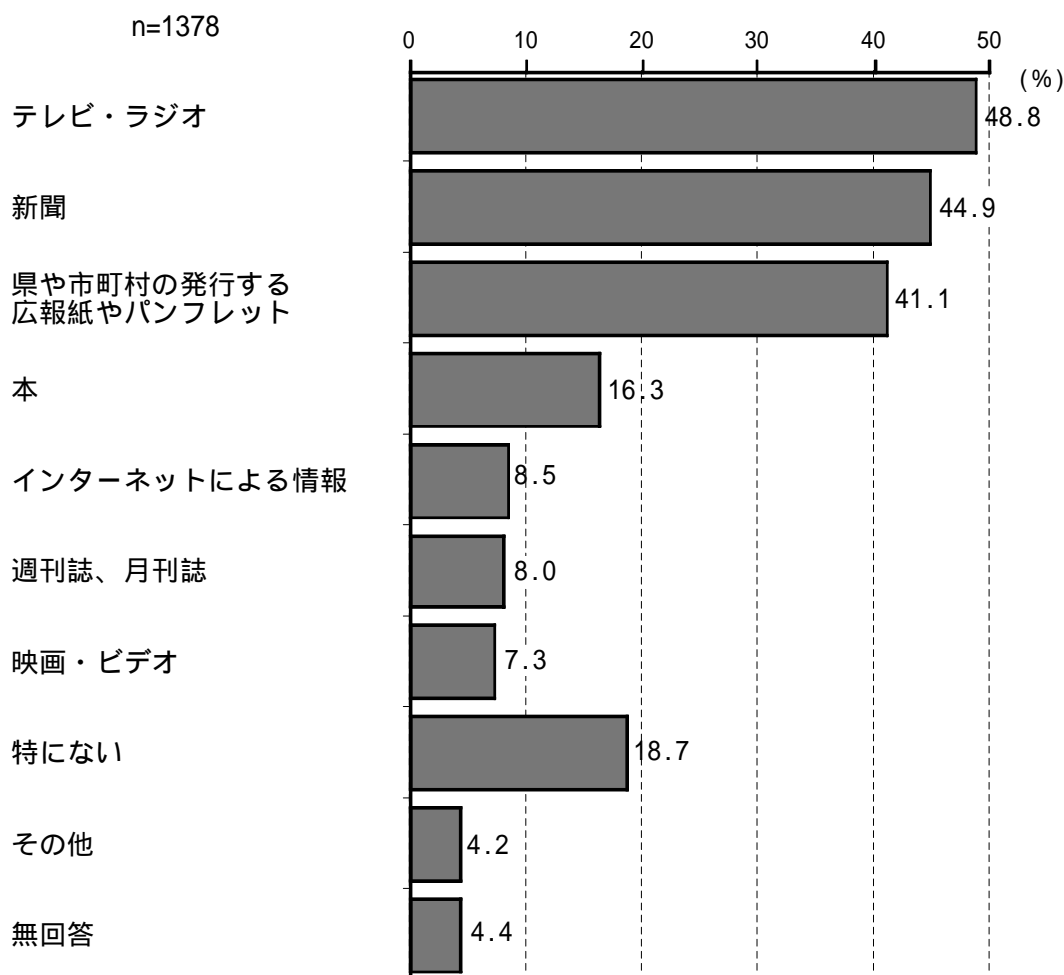
問18 最近(3年程度)、人権問題に関するイベント、講演会、研修会、学習会などに参加したことがありますか。次の中から一番あてはまるものを一つだけ選び、その番号に をつけてください。



『人権問題に関するイベント、講演会等に参加したことがあるか』の問に、「参加したことがない」と回答した人の割合が最も高く 67.6%となっている。次いで、「2～4回くらい参加した」が 13.8%、「1回だけ参加した」が 10.3%となっている。また、「1回だけ参加した」と「2～4回くらい参加した」と「5回以上参加した」を合わせた「参加したことがある(計)」の割合が 27.8%となっており、「参加したことがない」の 67.6%に比べて 39.8 ポイント低くなっている。

19. 人権問題の情報を得たり学習するために利用するものは何か

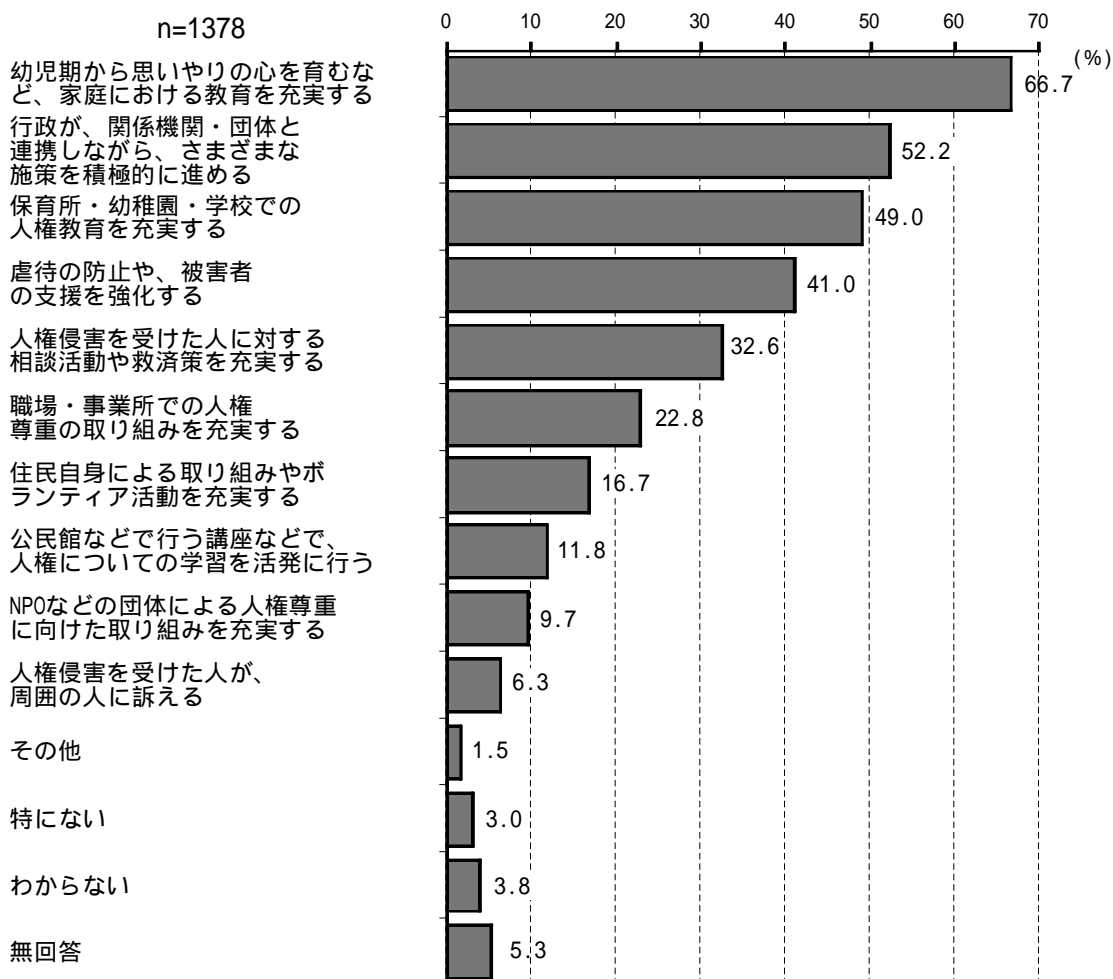
問19 人権問題について情報を得たり、学習するためによく利用するものは何ですか。次の中からあてはまるものの番号に をつけてください。(はいくつでも)



『人権問題の情報を得たり学習するために利用するものは何か』の問に、「テレビ・ラジオ」と回答した人の割合が最も高く48.8%で、次いで、「新聞」が44.9%、「県や市町村の発行する広報紙やパンフレット」が41.1%となっており、この3項目が4割を超えている。以下、「本」が16.3%、「インターネットによる情報」が8.5%となっている。

20. 人権の尊重された社会をつくるには何が重要だと思うか

問20 人権の尊重された社会をつくるためには、どのようなことが重要だと思いますか。次の中からあてはまるものの番号にをつけてください。
(はいくつでも)



『人権の尊重された社会をつくるには何が重要だと思うか』の問に、「幼児期から思いやりの心を育むなど、家庭における教育を充実する」と回答した人の割合が最も高く66.7%となっている。次いで、「行政が、関係機関・団体と連携しながら、さまざまな施策を積極的に進める」が52.2%、「保育所・幼稚園・学校での人権教育を充実する」が49.0%となっている。以下、「虐待の防止や、被害者の支援を強化する」が41.0%、「人権侵害を受けた人に対する相談活動や救済策を充実する」が32.6%となっている。一方、割合が最も低いのは「人権侵害を受けた人が、周囲の人に訴える」で6.3%となっている。

人権に関する県民意識調査報告書（概要版）

平成21（2009）年3月発行

奈良県くらし創造部人権施策課

〒630 - 8501

奈良市登大路町30番地

電話 0742-27-8716(直通)
